

すべての子どもたちのために

～5月5日(日・祝)～11日(土)は「児童福祉週間」です～

皆さんは「児童福祉週間」をご存じですか？ 児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」と定めています。

今年も5月5日(日・祝)から11日(土)まで、平成25年度の児童福祉週間標語「君がいる ただそれだけでうれしいよ」をテーマに実施されます。そこで、皆さんに児童福祉について考えるきっかけになればと思い、子どもの権利についてご案内します。

☎/子育て支援課 内2642 ☎463-0364

「子どもの権利条約」を聞いたことがありますか？ 世界中すべての子どもが持っている“権利”について定めた条約です。「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが幸福に生きることを願い、1989年に国連で採択されました。現在193の国と地域で締結されています。

●「子どもの権利条約」が定めている権利

この条約は、大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。

1 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気がけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができるなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や詐欺などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。

「子どもの権利条約」では、障害のある子どもの権利についてもうたっています。

<第23条の1>

「締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。」

条約は、前文および54条からなり、子ども(18歳未満)の権利を包括的に定めています。

※詳しくは、日本ユニセフ協会ホームページ (<http://www.unicef.or.jp/>) または外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) をご覧ください。

また日本にも、昭和26年5月5日に児童の成長と幸福の実現を願って作成された宣言的文章「児童憲章」があります。基本綱領に、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」とうたわれています。

●「児童憲章」条文(一部抜粋)

☆すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

☆すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

☆すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

※詳しくは、文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp/>)をご覧ください。



子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化の進行や児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど大きく変化していることから、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活できる環境を推進していくことは極めて重要な課題です。

市では、「あさか子どもプラン」を策定し、障害のある子どもも健常な子どもも、全ての子どもたちが健やかにいきいきと育つことのできる社会、子どもを安心して生み育てられる社会づくりに取り組んでいます。全ての子どもたちが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、たくましく育っていけるよう、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について、みんなで考えてみましょう。

※「あさか子どもプラン」は、市ホームページや子育て支援課、市内図書館などでご覧いただけます。